日本 CISO 協会 会則

(協会趣旨)

めまぐるしく変化するIT技術の進歩において、企業における情報セキュリティの管理や対策は事業を継続する 上で重要な要因になっております。

しかしながら、情報セキュリティ管理者・情報セキュリティ担当責任者・情報セキュリティ実務責任者等(以下総じて「情報セキュリティ担当管理者」と呼ぶ)の認識や地位に格差があり、対応や対策に試行錯誤しています。また、情報セキュリティというセンシティブな内容により実態に沿った情報を入手することが難しいのが実情です。そこで、この様な状況を鑑み、企業における担当責任者の必要性、意義、そして、最新のIT環境におけるセキュリティ、コンプライアンスを担当管理者自身が考え議論し情報発信することを目的として本協会を発足させます。

(名称)

第1条 本協会の名称は、「日本 CISO 協会」とします。

(目的)

第2条 本協会は、企業の情報セキュリティ担当管理者が集い、最新のIT情報、ITセキュリティ、ITガバナンス、コンプライアンス、事業継続等、企業経営に直結する情報の発信、また会員同士の情報交換の場を提供するとともに、各企業の問題解決、方向決定の場とすることを目的とします。

(会員資格)

- 第 3 条 本協会は、会の趣旨・目的に賛同いただける企業・団体の情報セキュリティ担当管理者から構成されます。
 - 2) 本協会の趣旨、目的に沿わない場合、入会を拒否することができます。
 - 3) 本協会は一般の会員とは別に、会の趣旨・目的に賛同し、賛助いただける企業・団体からなる賛助会員 を設けます。

(活動)

- 第4条 本協会は、上記の目的達成のため、会員同士の情報や技術等の交流を行います。
 - 2) 活動の主体は、会員とし、会員により活動方針、内容は決定されます。
 - 3) 必要に応じて部会、ワーキンググループ、勉強会等を設置します。

(入退会)

- 第 5 条 本協会への入退会は原則自由とします。入会は、所定の入会申込書を事務局へ提出し、理事会及び事務局の承認を得ることにより、会員として登録されます。
 - 2) 退会は、所定の退会届を事務局へ提出することにより、会員登録を抹消します。

(会費)

- 第 6 条 本協会は、入会金や年会費等は、原則無料とします。
 - 2) 事務連絡は e-インフラを原則に、郵送や紙の配布書類などによるコストを極力かけない運営を図るものとします。
 - 3) 本協会の活動が発展するなど、会費による運営が必要なレベルになった場合には、改めて総会に諮り、本会則の改正を含めて協議するものとします。

4) 賛助会員は別に定める賛助会費を納めるものとします。

(理事会)

- 第7条 本協会は、公募、会員の推薦等により会員の承認を得た理事会を組織します。
 - 2) 理事会は、代表理事1名、副理事1名、若干名の理事により構成されます。
 - 3) 理事会は、会員の意見を基に本協会の活動を推進することを目的とします。

(事務局)

- 第8条 事務局は、理事会、及び会員による活動を支援することを目的とし、会員の互選により構成されます。
 - 2) 事務局から局長と副局長をさらに互選します。

(理事、及び事務局の任期)

第9条 理事、及び事務局の任期は1年とし、再任も可とします。

(個人情報の取扱い)

- 第10条 会員企業(団体)の担当者名等の個人情報は、適切な安全管理と取扱いを行います。
 - 2) 会員企業(団体)の担当者名、所属部署、電話番号、メールアドレスを含めた会員名簿は、会員内に限り配布し、会員が相互に連絡・情報交換を図るために使用できるものとします。
 - 3) 会員以外へは担当者名を含まない、企業(団体)名簿を公開するものとします。

(顧問)

第 11 条 理事会の承認により、本会に顧問を置くことができます。

(会員総会)

- 第12条 本協会は毎年1回の定時会員総会を開催します。
 - 2) 本協会は、理事会の決定により、臨時会員総会を開催することができます。

(除名)

第 13 条 本協会の趣旨・目的にふさわしくない行動をとった会員については、理事会の決議により除名することができます。

(活動年度)

第 14条 本協会の活動年度は、9月1日から翌年8月31日までとします。

(解散)

第 15 条 本協会は、会員の 3 分の 1 以上の提案により、会員の 3 分の 2 以上の賛成を得て、解散できるものとします。

(附則)

1) この会則は、2011年1月1日より施行します。